

報告事項キ

大高野官衙遺跡の国史跡の新規指定及び国史跡青谷上寺地遺跡の追加指定
について

大高野官衙遺跡の国史跡の新規指定及び国史跡青谷上寺地遺跡の追加指定について、
別紙のとおり報告します。

平成26年7月15日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

大高野官衙遺跡の国史跡の新規指定及び国史跡青谷上寺地遺跡の追加指定について

平成26年7月15日
文化財課

平成26年6月20日、国の文化審議会（会長 宮田亮平）から文部科学大臣に、大高野官衙遺跡（琴浦町）及び青谷上寺地遺跡（鳥取市）を国史跡として指定（追加指定）するよう答申されました。

○大高野官衙遺跡の国史跡指定について

1 指定対象の名称

大高野官衙遺跡（おおたかのかんがいせき）

2 指定対象の所在地

東伯郡琴浦町大字^{つきのした}槻下字大高野外

3 指定対象地域の面積

指定面積 27,671.15㎡

4 遺跡の概要

鳥取県の中部、古代においては伯耆国の中央部に位置する八橋郡（やはしぐん、やばせぐん）に所在する。遺跡の西方約350mには、白鳳期の寺院跡で、特別史跡斎尾廃寺跡（とくべつしせきさいのおはいじあと 昭和27年3月29日指定）がある。

調査は、昭和56年まで遡り、礎石が列をなしていることが明らかとなり、炭化米が確認されたことから、八橋郡の正倉あるいは郷倉と推測された。その後の調査の結果、南北105m、

東西130m以上の範囲を、北・東・南を溝で区画され、西側は

自然地形によって区画された長方形に近い敷地内に企画性をもって整然と並ぶ総柱礎石建物11棟、総柱掘立柱建物5棟、側柱掘立柱建物7棟と掘立柱塀3条を検出した。須恵器、土師器などから、I期は7世紀末～8世紀中葉、II期が8世紀後葉～9世紀前半、III期が9世紀後半の変遷をたどったことが知られる。

この遺跡は、倉庫令に記されている防湿に適した台地上に立地し、総柱の高床倉庫が建て替えによって踏襲されながらも整然と並んでおり、稲穀収蔵施設である正倉の姿を具体的に示すものである。また、礎石に火災と考えられる被熱痕があることと焼米の存在は、八橋郡郡衙（郡家）の正倉の可能性を高め、古代国家の地方支配の実態を具体的に知る上でも重要である。

【用語解説】

- ・正倉（しょうそう）：律令制において中央・地方の官衙や寺院など公的な施設に置かれた穀物や財物を保管する倉庫。
- ・郷倉（ごうそう）：律令制において郡の下部組織である郷に置かれた倉庫。
- ・総柱礎石建物（そうばしらせきたてもの）：重量に耐えるため、外側だけでなく、内側にも柱のある建物で、柱を支える石があるもの。
- ・側柱掘立柱建物（がわばしらほったてばしらたてもの）：建物の外回りだけに柱を配する建物。
- ・倉庫令（そうこりょう）：律令制において倉庫の設置・出納・管理などの倉庫と財物の規定を設けた法律。



大高野官衙遺跡総柱礎石建物群

大高野官衙遺跡総柱礎石建物



大高野官衙遺跡位置図

○国史跡青谷上寺地遺跡の追加指定について

今回の追加指定地は、遺跡の中心域であり、当初から指定対象地でしたが、このたび所有者からの同意が得られたことにより、追加指定されるものです。

1 指定対象の所在地等

既指定地：鳥取県鳥取市青谷町青谷字上寺地4245番 外175筆

追加指定地：鳥取県鳥取市青谷町青谷字上寺地4166番8 外1筆

追加指定面積：579.74㎡

2 これまでの指定履歴

当初指定：平成20年3月28日 (139,875.13㎡)

追加指定：平成22年8月5日 (3,217.88㎡)

平成23年9月21日 (2,090.00㎡)

平成25年10月17日 (370.24㎡)

合計 146,132.99㎡



青谷上寺地遺跡追加指定箇所

(参考) 鳥取県の国、県指定史跡件数 (今回答申後)

国指定特別史跡	国指定史跡	県指定史跡	計
1	31	19	51